

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外184名

1 審被告 関西電力株式会社

上 申 書

平成29年6月22日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1 審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



頭書事件について、平成29年6月21日付準備書面(36)の11頁を添付のとおり訂正いたします。

以 上

添 付 書 類

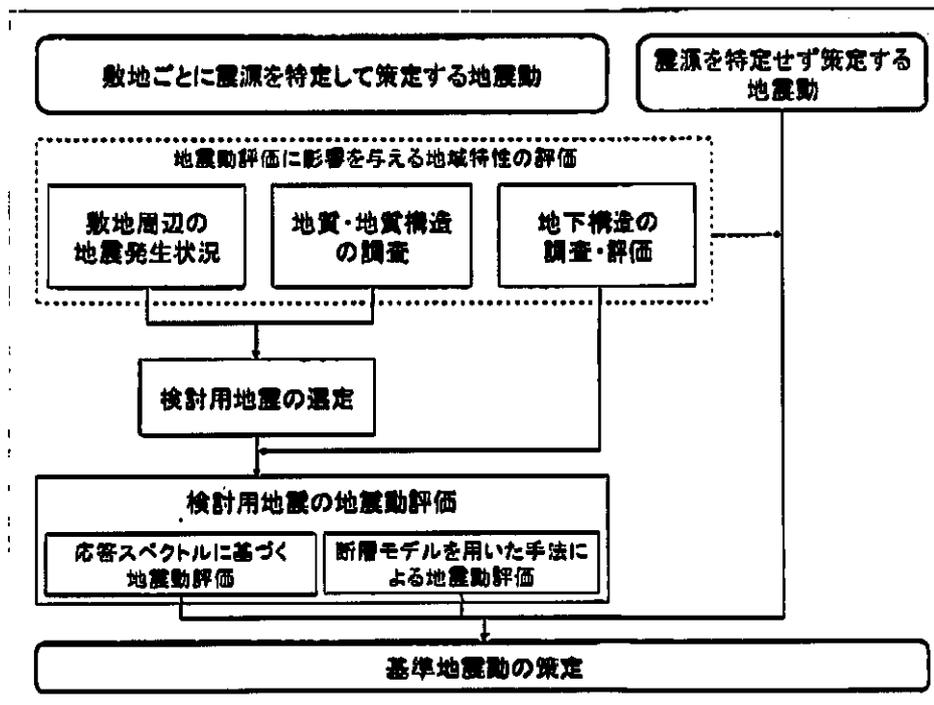
1. 準備書面(36) 11頁

第2 基準地震動の策定

基準地震動は、原子力発電所の耐震安全性を確保ないし確認するための基準となる地震動である。

1 審被告は、平成25年7月に新規制基準が施行されたことに伴い、設置許可基準規則¹等の新規制基準の要求を踏まえ、本件発電所敷地周辺における地震発生状況や活断層の分布状況等を調査のうえ、地震動に影響を与える「震源特性」「伝播特性」「地盤の増幅特性（サイト特性）」に係る地域的な特性を十分に考慮し、不確かさを十分に踏まえて、本件発電所の新たな基準地震動を策定した。

その手順は、概要次のとおりである（図表1。1 審被告準備書面（33）12～13頁、同（18）41～42頁）。



【図表1 基準地震動の策定手順】

1 「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価

(1) 検討用地震の選定

¹ 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」である。